

宇陀市地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

- ・平成20年2月26日作成
- ・平成20年3月24日公表

2. 宇陀市地域公共交通総合連携計画の区域

- ・宇陀市内全域
別紙、宇陀市管内図

3. 宇陀市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

・少子化に伴う人口の減少等により、市内のバス路線が相次いで休止されていることから特に交通弱者等への対応が大きな課題となっており、生活交通のための移動手段を維持、確保するために当市内の新たな交通ネットワークシステムの再生を目指す。

・市町村合併により市域が広域となったことで、地域の地理的条件や生活パターンがそれぞれ大きく異なることから、移動手段の維持及び確保については、その地域の実情に合った効率的で効果的な交通体系の構築を目指す。

・近年、モータリゼーションの進展に伴い、地域住民の移動手段の選択肢が大きく変化している中で行政だけの施策では非常に難しい状況となっており、地域公共交通の活性化や再生については、地域住民及び公共交通事業者等の関係者が一体となった取り組みを目指す。

別紙、平成19年度宇陀市営有償バスの運行実績表

4. 宇陀市地域公共交通総合連携計画の目標

市内の地域によっては、公共交通事業者が不採算バス路線からの撤退等により、交通空白地帯の問題が生じており、高齢者・障害者や通勤・通学者など、自家用自動車での移動が困難な住民や来訪者等の交通手段の維持及び確保が重要な課題となっていることから、公共交通事業者等に現行バス路線の継続運行等に対する財政的な支援をすることにより、地域住民の生活交通に必要な最低限度の移動手段を維持・確保する。

また、現在、既に休廃止されているバス路線においては、代替措置とし

て市営有償バス等のコミュニティバス運行（一部の路線では、実証運行）を実施しているが、住民、来訪者等からの意見やバス運行の利用実績等を基にして、それぞれの地域の実情に合った交通体系（デマンド型交通、福祉バス・スクールバス・タクシー等の活用等）を関係者との間で検討、調整しながら、新たな交通システムを再構築する。

将来的には、単に財政的な支援対策や休廃止されたバス路線に変わる代替バスの運行事業計画に留まらず、公共交通の利用促進活動や安全な輸送サービスの提供（施設等のバリアフリー化等）、鉄道交通等との乗継利便の向上等、まちづくりや観光振興等との連携を図りながら、地域公共交通の活性化再生に向けた「総合連携計画」の見直しを行っていくものとする。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

事業名：宇陀市生活路線バス運行対策費補助金交付事業

・バス路線：奥宇陀線「上内牧系統」、室生線（運行主体：奈良交通）
（実施主体：宇陀市）

事業名：宇陀市廃止路線代替バス運行対策費補助金交付事業等

・ほっとバス錦（運行主体：名張市錦生地区運行協議会）
・らくらくバス（運行主体：宇陀市社会福祉協議会）
（実施主体：宇陀市）

事業名：宇陀市代替バス事業（市営有償バス運送）

（実施主体：宇陀市）

事業名：宇陀市福祉移送サービス事業

（実施主体：宇陀市）

公共交通（路線バス及び市営有償バス等）の利用促進活動

・時刻表、公共交通路線図、ポスター等作成・配布等
・アンケート調査等による情報収集調査と分析
・公共交通の普及促進活動等に関する講演会の開催等
・バス停留所、関連施設等の整備等

・低廉なバス運賃、割引乗車券等各種企画乗車券の発売等
（実施主体：宇陀市、市立病院、宇陀市自治連合会、奈良交通）

新交通システム（デマンド型交通、スクールバス等）の導入、活用

・デマンド型バス運行等の導入及び検討
・スクールバス、診療所送迎バス等の活用等
（実施主体：宇陀市、市教育委員会）

その他

・バリアフリーによる乗継の円滑化等

- ・その他創意工夫による事業等
(実施主体：市内交通事業者、宇陀市)

6. 計画期間

平成20年度～平成22年度

7. 法第6条に定める協議会の有無

- 有 協議会設立日：平成20年2月26日
名 称：宇陀市地域公共交通活性化再生協議会
構成員は、別添の構成員名簿一覧表
- 無

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

- ・協議相手先：宇陀市地域公共交通活性化再生協議会委員
- ・協議成立年月日：平成20年2月26日

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

- ・宇陀市室生区地域協議会及び地域において協議された地域住民の意見を反映させた。
- ・宇陀市生活交通対策会議及び同会議調整会議において協議を行い、市内交通体系についての調整を図った。
- ・宇陀市地域公共交通会議において委員（自治連合会、観光協会等）からの意見を聴取した。
- ・宇陀市ホームページにおいて「宇陀市地域公共交通総合連携計画」の掲載を行った。（掲載日：平成20年3月5日）

10. その他

- ・法第7条による提案の有無

有

無

- ・送付時点において国の支援制度の活用を想定している場合は、その内容等
地域公共交通活性化・再生総合事業